

インボイス制度講習会

～適格請求書保存方式（インボイス制度）の説明と導入スケジュール等について～

令和5年10月1日より「**適格請求書等保存方式（インボイス制度）**」が実施される予定です。

■適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

複数税率に対応したものとして導入される、仕入税額控除の方式です。

○買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「**適格請求書**」等の保存が必要となります。

○買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

●適格請求書（インボイス）とは

≫売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

≫適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「**適格請求書発行事業者**」に限られます。

開催要領

日 時 令和3年 9月 8日(水)
14:00～15:30
会 場 田主丸町商工会 2階会議室
定 員 30名(申込順)
受 講 料 無料 どなたでもご参加いただけます
講 師 久留米税務署個人課税第1部門
上席国税調査官 横松 健 氏

◇注意事項

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講につきましては、**マスクの着用**をお願いいたします。また、受講日当日は、**事前に検温**し、ご来会ください。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等によっては、急遽中止する場合がございますので、ご了承くださいませようをお願いいたします。

田主丸町商工会

TEL:72-2816 FAX:73-0313

インボイス制度講習会 受講申込書 (FAX : 73-0313)

事業所名	所在地	電話番号
代表者名	参加者名	参加者の緊急連絡先 (携帯)

申込順で定員を設けております。出席をご希望になられる場合は、上記の受講申込書をご記入の上、**令和3年9月6日(月)までに**商工会へご持参いただくか、FAXにてお申込みください。